

釧保子第3667号
平成24年10月30日

一般社団法人 釧路市医師会長 様

北海道釧路総合振興局保健環境部長
(北海道釧路保健所長)

新種のコロナウイルスによる感染症の発生について(症例定義の変更)

本道の感染症対策の推進につきましては、日頃からご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、先に情報提供及び協力依頼(平成24年9月27日付け釧保子第2783号)を送付させていただいておりますが、今般、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長(道本庁保健福祉部健康安全局地域保健課経由)から、症例定義を変更する旨の通知がありました。

つきましては、次の要件に該当する患者を診察した場合は、速やかに当所に対し、情報提供いただくよう管内の関係医療機関あて通知しておりますが、貴職におかれましても、会員の皆様に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知による取扱いの終了については、別途通知させていただきます。

記

(情報提供を求める患者の要件)

38度以上の発熱と咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変(例:肺炎またはARDS)が疑われる者であり、発症前10日以内にアラビア半島又はその周辺諸国に渡航又は居住していた者。

但し、他の感染症によること又は他の病因が明らかな場合は除く。

(保健行政室子ども・健康推進課)